第千百八十五号

平成十三年

四月十二日

曜 =

日

木

甲府市寿町二十一番一号 委託の相手方

委託に係る使用料

山梨県県民会館 (貸室を除く。) 及び山梨県立県民文化ホールの使用料

財団法人やまなし文化学習協会

山梨県知事

天

野

建

Ξ 委託の期間

平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで

## 山梨県告示第二百二十五号

川建設部において、この告示の日から平成十三年五月七日まで一般の縦覧に供する。 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局市 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道

告

示

目

次

山梨県市町村合併推進本部規程を制定する訓令......

山梨県知事 天

野

建

道路の種類 県道

平成十三年四月十二日

Ξ 道路の区域

路

市川大門鰍沢線

番の三地先まで西八代郡市川大門町大字高田字大正五一五番の一地方がら	D八 -代	区
新	旧	の旧 別新
三 五 五 〇		(メートル) 敷地の幅員
一四九・一	一四九・一	(メートル) 長

## 山梨県告示第二百二十六号

指定した次の山梨県収入証紙売りさばき人からの変更の願い出を適当と認めた。 山梨県収入証紙条例 (昭和三十九年山梨県条例第十七号) 第六条第一項の規定により

平成十三年四月十二日

平成十三年三月二十九日付第千百八十一号中......

そ

の他

公安委員会

落札者の決定について (十件).......ニニニ五

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し ( 八件) ......  山梨県知事

天 野

建

(を委託した。) 第百五十八条第一項の規定により、	
部東変	
品四百四十八番地 八代郡石和町市 全更前	
部四百四十八番地東八代郡石和町市	
謙一 協会 会長 内藤石和地区食品衛生	

売りさばき場所

住

所

氏

名

平成十三年四月一 変更年月日

日

Щ 梨 県 公 報 第千百八十五号 平成十三年四月十二日 次のとおり使用料の徴収事務な

平成十三年四月十二日

山梨県告示第二百二十四号 地方自治法施行令 (昭和二

告

示

Щ

梨 県

瀬七百八十五番地東八代郡石和町広変更後

## 山梨県告示第二百二十七号

次のとおり使用料の収納事務を委託した。 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、

平成十三年四月十二日

山梨県知事

天

野

建

甲府市川田町五百十七番地 財団法人山梨県青少年協会

= 委託に係る使用料

委託の相手方

山梨県立八ヶ岳少年自然の家施設の使用料

Ξ 委託の期間

平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで

## 山梨県告示第二百二十八号

次のとおり使用料の収納事務を委託した。 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、

平成十三年四月十二日

山梨県知事 天

野

建

甲府市川田町五百十七番地 財団法人山梨県青少年協会

= 委託に係る使用料

委託の相手方

山梨県立青年の家施設の使用料

Ξ 委託の期間

平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで

## 山梨県告示第二百二十九号

次のとおり使用料の収納事務を委託した。 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、

平成十三年四月十二日

山梨県知事 天

野 建

委託の相手方

南巨摩郡中富町切石三百五十番地

\_ 委託に係る使用料

山梨県立なかとみ青少年自然の里施設の使用料

Ξ 委託の期間

平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで

### 山梨県告示第二百三十号

次のとおり使用料の収納事務を委託した。 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、

平成十三年四月十二日

山梨県知事

天

野

建

上野原町

北都留郡上野原町上野原三千七百五十八番地 委託の相手方

= 委託に係る使用料

山梨県立ゆずりはら青少年自然の里施設の使用料

Ξ 委託の期間

平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで

# 山梨県告示第二百三十一号

次のとおり使用料の収納事務を委託した。 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、

平成十三年四月十二日

山梨県知事

天

野

建

委託の相手方

甲府市川田町五百十七番地 財団法人山梨県青少年協会

\_ 委託に係る使用料

山梨県立科学館の入館料及び観覧料

Ξ 委託の期間

平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで

# 山梨県告示第二百三十二号

次のとおり使用料の収納事務を委託した。 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、

\_ \_ = Ξ Ξ Ξ 次のとおり使用料の収納事務を委託した。 次のとおり使用料の収納事務を委託した。 山梨県告示第二百三十四号 山梨県告示第二百三十三号 山梨県告示第二百三十五号 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、 委託に係る使用料 委託の期間 委託に係る使用料 委託に係る使用料 委託の期間 甲府市緑が丘二丁目八番二号 委託の相手方 平成十三年四月十二日 甲府市小瀬町八百四十番地 委託の相手方 平成十三年四月十二日 委託の期間 平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで 山梨県立本栖湖青少年スポー ツセンター の使用料 平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで 山梨県立八ヶ岳スケートセンター の使用料 平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで 山梨県立保存民家安藤家住宅の観覧料及び使用料 中巨摩郡甲西町鮎沢千二百十二番地 委託の相手方 平成十三年四月十二日 財団法人山梨県県民スポー ツ事業団 財団法人山梨県体育協会 甲西町 山梨県知事 山梨県知事 山梨県知事 天 天 天 野 野 野 建 建 建 (設置) 三 委託の期間 Ξ 次のとおり使用料の徴収事務を委託した。 次のとおり使用料の収納事務を委託した。 山梨県告示第二百三十六号 山梨県訓令甲第十三号 山梨県市町村合併推進本部規程を次のように定める。 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、 委託に係る使用料 委託の期間 委託に係る使用料 平成十三年四月十二日 平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで 委託の相手方 平成十三年四月十二日 委託の相手方 平成十三年四月十二日 山梨県緑が丘スポーツ公園の有料公園施設及び設備器具並びに山梨県県営運動場の 甲府市緑が丘二丁目八番二号 平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで 山梨県立射撃場の施設の使用料 甲府市小瀬町八百四十番地 山梨県市町村合併推進本部規程 訓 令 財団法人山梨県県民スポーツ事業団 財団法人山梨県体育協会 山梨県知事 山梨県知事 山梨県知事 天 出 天 天 本 野 野 野 先 機 建 建 建 関庁

Щ

梨県公報

第千百八十五号

平成十三年四月十二日

第一条 部(以下「本部」という。)を置く。 めの取組に応え、山梨県の総合的な取組を充実するため、 信頼と期待に応え得る行政体制の整備を目指した自主的な市町村の合併の推進のた1一条 山梨県の市町村を取り巻く地方分権の進展などの情勢の変化に対応し、県民の 山梨県市町村合併推進本

(所掌事務)

第二条 本部は、次に掲げる事務を行う。

- 自主的な市町村の合併の推進に係る重要な事項の決定に関すること。
- 市町村建設計画の策定に係る重要な事項の決定に関すること。

(本部長等)

第三条本部に、本部長を置く。

- 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 本部の構成員は、本部長及び別表第一に掲げる職にある者をもって充てる。
- 本部は、本部長が招集し、総理する。

4

(幹事会)

第四条 本部の機能を補佐するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会の構成員は、総務部次長及び別表第二に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事会は、 総務部次長が招集し、掌理する。

(庶務)

(委任)

第五条 本部及び幹事会の庶務は、総務部市町村課において行う。

第六条 この訓令に定めるもののほか、 必要な事項は本部長が定める。

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第一 (第三条関係)

出納長 農政部長 局長 公営企業管理者 企画部長 土木部長 リニア推進長 総務部長 福祉保健部長 教育長 警察本部長 総合政策室長 森林環境部長 県民室長 林務長 商工労働観光部長 地域振興

別表第二 (第四条関係)

政策参事 局総務課長 商工総務課長 農政総務課長 企画課長 教育庁総務課長 財政課長 警察本部警務課長 市町村課長 福祉保健総務課長 森林環境総務課 土木総務課長 地域振興局企画振興部長 企業

### 公 告

二項の添付書類を山梨県県民情報センター において、この公告の日から平成十三年八月 出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、 次のとおり公告する。その届出書及び同法第六条第三項において準用する同法第五条第 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 附則第五条第一項の規定による届 大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項の変更の届出

十二日まで縦覧に供する。 平成十三年四月十二日

山梨県知事 天 野

建

届出者の氏名又は名称及び住所

- 氏名又は名称 生活協同組合市民生協やまなし 理事長 後藤昭二
- 2 住所 山梨県甲府市落合町五九番地口

二 届出の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

1

- 名称 ハーモス昭和
- 所在地 中巨摩郡昭和町西条千百二十五番地
- 2 変更しようとする事項
- 駐車場の位置及び収容台数
- 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- 3 変更する年月日

平成十三年十二月一日

Ξ 届出年月日

平成十三年三月三十日

大規模小売店舗の新設に関する届出

年八月十二日まで縦覧に供する。 五条第二項の添付書類を山梨県県民情報センター<br />
において、この公告の日から平成十三 あったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出書及び同法第 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出が

平成十三年四月十二日

山梨県知事 天 野

建

1 氏名又は名称 株式会社しまむら 代表取締役社長 藤原秀次郎

届出者の氏名又は名称及び住所

- 2 住所 埼玉県大宮市宮原町二丁目十九番四号
- 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 名称 塩山ファッションモール

所在地 塩山市大字熊野字一の平三十一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

住所 埼玉県大宮市宮原町二丁目十九番四号 氏名又は名称 株式会社しまむら 代表取締役社長

藤原秀次郎

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成十三年十二月四日

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4

二千二百七十九平方メートル

 $\equiv$ 届出年月日

平成十三年四月三日

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、 国土調査の成果の認証 次のとお

り国土調査の成果を認証した。

平成十三年四月十二日

山梨県知事 天 野

建

調査を行った者の名称

調査を行った時期

平成十一年六月二十九日から平成十二年三月三十一日まで

Ξ 成果の名称

地籍図及び地籍簿

調査を行った地域

四

都留市田原三丁目の全部及び田原二丁目、四丁目並びに上谷字大桑、鬼久保、 細工

道路、山ノ神、山目久保の一部

五 認証年月日

平成十三年三月十六日

平成十三年四月十二日

Щ

県

公 報

第千百八十五号

平成十三年四月十二日

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

天 野

建

処分をした年月日 平成十三年三月十九日

処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

商号 株式会社シオザワ

2

主たる営業所の所在地 甲府市国母一丁目九番十二号

代表者の氏名 塩澤弌

許可番号 山梨県知事許可(般 九)第五五一〇号

兀 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し

処分の原因となった事実 平成十三年三月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止し

た旨の届出があった。

五

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十三年四月十二日

山梨県知事

天

野

建

処分をした年月日 平成十三年三月十九日

一 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

商号 有限会社杉本建設

2 主たる営業所の所在地の南都留郡道志村一万三百九十五番地

代表者の氏名 杉本英雄

許可番号 山梨県知事許可(般 八)第六〇〇八号

しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、

処分の原因となった事実 平成十三年三月十四日付けで四に掲げる建設業を廃止し

た旨の届出があった。

五

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十三年四月十二日

山梨県知事 天 野

建

処分をした年月日 平成十三年三月五日

処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

- 1 商号 竜王工業株式会社
- 2 主たる営業所の所在地 甲府市徳行二丁目四番十号
- 3 代表者の氏名 高橋和広
- 許可番号 山梨県知事許可(般・特 七)第六三一七号
- 几 の取消し 工事業、ほ装工事業、しゃんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可 物工事業及び内装仕上工事業に係る特定建設業の許可並びにとび・土工工事業、石 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造
- 五 した旨の届出があった。 処分の原因となった事実 平成十三年二月二十八日付けで四に掲げる建設業を廃止

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

平成十三年四月十二日

山梨県知事 天 野

建

- 処分をした年月日 平成十三年三月二十六日
- 処分を受けた者の商号又は名称、 主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 商号 株式会社コーホー企画
- 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡玉穗町井之口九百七十一番地六
- 代表者の氏名 依田豊
- 許可番号 山梨県知事許可(般 八)第六七九九号
- Д 工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し 処分の内容(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、 しゅんせつ
- 五 た旨の届出があった。 処分の原因となった事実(平成十三年三月十九日付けで四に掲げる建設業を廃止し

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

平成十三年四月十二日

山梨県知事

処分をした年月日 平成十三年三月十九日

処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

天 野 建

- 1 株式会社カネミツ
- 2 主たる営業所の所在地 大月市大月町花咲千四百四十番地六
- 代表者の氏名 相馬晃
- 許可番号 山梨県知事許可(般 九)第七二四四号

兀 事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工

五 処分の原因となった事実 た旨の届出があった。 平成十三年三月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止し

取消し

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

平成十三年四月十二日

山梨県知事 天 野

建

処分をした年月日 平成十三年三月十九日

- 処分を受けた者の商号又は名称、 主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 名称 赤岡工務店
- 2 主たる営業所の所在地 北巨摩郡高根町村山西割二千七百四十番地
- 代表者の氏名 赤岡賢司
- Ξ 許可番号 山梨県知事許可(般 | ||) 第七四八九号
- Л 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 た旨の届出があった。 処分の原因となった事実 平成十三年三月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止し

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

平成十三年四月十二日

山梨県知事 天 野

建

一 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

処分をした年月日 平成十三年三月五日

1 商号 有限会社昭北ハウジング

主たる営業所の所在地 中巨摩郡昭和町飯喰百九十一番地

2

3 代表者の氏名 増田公平

 $\equiv$ 許可番号 山梨県知事許可(般 七)第七五一八号

兀 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 した旨の届出があった。 処分の原因となった事実 平成十三年二月二十七日付けで四に掲げる建設業を廃止

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法 (昭和二十四年法律

平成十三年四月十二日

山梨県知事 天 野

建

処分をした年月日 平成十三年三月五日

処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 昭和土地建設株式会社

2 主たる営業所の所在地
中巨摩郡竜王町名取七百三十一番地二

3 代表者の氏名 山中邦雄

Ξ 許可番号 山梨県知事許可(般 七)第七五二九号

兀 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 した旨の届出があった。 処分の原因となった事実(平成十三年二月二十八日付けで四に掲げる建設業を廃止

公安委員会

遊技機の型式の検定

技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第 第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)

四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めたので、同規則第九条第一項の

なお、検定の有効期間は、 平成十六年四月十一日までとする。

平成十三年四月十二日

規定により公示する。

山梨県公安委員会

委員長 風 間

樹

八五番地の二三重県松阪市中万町鐘突ニー役 宮田龍一 代表取締 申請者氏名又は名称及び住所 代表取締 二号 (別表第回胴式遊技機 二号 (別表第回胴式遊技機 及び区分 が 区分 型 式 ポッヤ ト ク 型 の 式 名 概 ダ株式 イドー 株 式 会 社 業 業は製 者輸造 要 名入又 検 四〇〇四四 四〇〇四 定

番 号

#### そ の 他

落札者等の決定について

シュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。 次のとおり落札者を決定した。 なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケ

平成十三年四月十二日

山梨県立中央病院管理局長

Ш

田

勲

心電図モニタリングシステム 一式 落札に係る購入物品等の名称及び数量

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県立中央病院管理局開院準備課 山梨県甲府市富士見一丁目一番一

号

 $\equiv$ 落札者を決定した日

平成十三年三月五日

兀 落札者の氏名及び住所

協和医科器械株式会社甲府支店 山梨県甲府市国母一丁目五番一号

五 落札金額

千九百九十五万円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 よる公告を行った日 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に

平成十三年一月二十二日

Щ 梨 県 公 報 第千百八十五号 平成十三年四月十二日

Щ

落札者等の決定について

シュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。 次のとおり落札者を決定した。 なお、この公告は、 千九百九十四年四月十五日マラケ

平成十三年四月十二日

山梨県立中央病院管理局長 Щ

田

勲

落札に係る購入物品等の名称及び数量

分娩監視システム

= 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県立中央病院管理局開院準備課 山梨県甲府市富士見一丁目一番一号

Ξ 落札者を決定した日

平成十三年三月五日

匹 落札者の氏名及び住所

協和医科器械株式会社甲府支店 山梨県甲府市国母一丁目五番一号

五 落札金額

七千六百六十五万円

契約の相手方を決定した手続

六

般競争入札

七 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に

よる公告を行った日 平成十三年一月二十二日

落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケ

シュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十三年四月十二日

山梨県立中央病院管理局長 Щ 田

勲

落札に係る購入物品等の名称及び数量

分離式手術台システム \_ 式

= 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県立中央病院管理局開院準備課 山梨県甲府市富士見一丁目一番一号

Ξ 落札者を決定した日

平成十三年三月五日

兀 落札者の氏名及び住所

マコト医科精機株式会社 山梨県甲府市飯田一丁目三番三十四号

> 五 落札金額

六千四百三十六万五千円

六 契約の相手方を決定した手続

七 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に 般競争入札

よる公告を行った日

平成十三年一月二十二日

落札者等の決定について

シュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。 次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケ

平成十三年四月十二日

山梨県立中央病院管理局長 Щ

田

勲

落札に係る購入物品等の名称及び数量

天井懸垂集中ユニットシステム

= 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県立中央病院管理局開院準備課 山梨県甲府市富士見一丁目一番一号

Ξ 落札者を決定した日

四 落札者の氏名及び住所 平成十三年三月五日

協和医科器械株式会社甲府支店 山梨県甲府市国母一丁目五番一号

五 落札金額

五千五百四十四万円

六 契約の相手方を決定した手続

般競争入札

七 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に

よる公告を行った日 平成十三年一月二十二日

落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケ

シュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。 平成十三年四月十二日

山梨県立中央病院管理局長 Щ

田

勲

\_ \_ Ξ Ξ 六 五 四 六 五 四 七 シュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。 七 次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケ よる公告を行った日 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 平成十三年二月一日 契約の相手方を決定した手続 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 契約の相手方を決定した手続 落札金額 落札者の氏名及び住所 平成十三年三月十三日 落札者を決定した日 山梨県立中央病院管理局開院準備課 RO水製造装置システム 一式 落札に係る購入物品等の名称及び数量 平成十三年四月十二日 落札者等の決定について 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) 第百六十七条の六第一項の規定に 落札金額 落札者の氏名及び住所 平成十三年三月十三日 落札者を決定した日 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) 第百六十七条の六第一項の規定に 豊前医化株式会社 甲府市中央一丁目二十番十一号 三千百二十三万七千五百円 豊前医化株式会社 甲府市中央一丁目二十番十一号 山梨県立中央病院管理局開院準備課 落札に係る購入物品等の名称及び数量 六千八百四十万七千五百円 般競争入札 般競争入札 山梨県立中央病院管理局長 山梨県甲府市富士見一丁目一番一号 山梨県甲府市富士見一丁目一番一号 Щ 田 勲 Ξ Ξ 五 四 シュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。 七 六 シュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。 次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケ 次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケ よる公告を行った日 よる公告を行った日 落札者を決定した日 落札者を決定した日 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 平成十三年四月十二日 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に 契約の相手方を決定した手続 平成十三年四月十二日 平成十三年二月一日 山梨県立中央病院管理局開院準備課 山梨県甲府市富士見一丁目一番一号 生体管理モニタリングシステム (NICU) 落札に係る購入物品等の名称及び数量 落札者等の決定について 平成十三年二月一日 六千六百四万五千円 落札金額 豊前医化株式会社 甲府市中央一丁目二十番十一号 落札者の氏名及び住所 平成十三年三月十三日 山梨県立中央病院管理局開院準備課 全自動超音波洗浄装置システム 一式 落札に係る購入物品等の名称及び数量 落札者等の決定について 般競争入札 山梨県立中央病院管理局長 山梨県立中央病院管理局長 山梨県甲府市富士見一丁目一番一号 一式 Щ Щ 田 田 勲 勲

Щ

梨

県公報

第千百八十五号

平成十三年四月十二日

Щ

平成十三年三月十三日

四 落札者の氏名及び住所

協和医科器械株式会社甲府支店 山梨県甲府市国母一丁目五番一号

五 落札金額

五千八百五十九万円

六 契約の相手方を決定した手続

般競争入札

七 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) 第百六十七条の六第一項の規定に

よる公告を行った日

平成十三年二月一日

落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケ

シュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

山梨県立中央病院管理局長 Щ 田

勲

未熟児治療監視システム — 式 落札に係る購入物品等の名称及び数量

平成十三年四月十二日

= 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県立中央病院管理局開院準備課 山梨県甲府市富士見一丁目一番一号

Ξ 落札者を決定した日

平成十三年三月十三日

四 落札者の氏名及び住所

協和医科器械株式会社甲府支店 山梨県甲府市国母一丁目五番一号

五 落札金額

五千九百一万円

契約の相手方を決定した手続

六

般競争入札

七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に

よる公告を行った日

平成十三年二月一日

落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。 なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケ

シュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十三年四月十二日

山梨県立中央病院管理局長 Щ 田

勲

患者用ベッド 落札に係る購入物品等の名称及び数量 四百八十四式

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

\_

山梨県立中央病院管理局開院準備課 山梨県甲府市富士見一丁目一番一号

Ξ 落札者を決定した日

平成十三年三月二十八日

匹 落札者の氏名及び住所

豊前医化株式会社 甲府市中央一丁目二十番十一号

五 落札金額

六千二百七十万六千円

六 契約の相手方を決定した手続

般競争入札

七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に

よる公告を行った日

平成十三年二月十五日

一般競争入札について

十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るも 次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月

のである。

平成十三年四月十二日

一般競争入札に付する事項 山梨県立中央病院管理局長

Щ

田

勲

1 役務の名称及び数量

山梨県立中央病院新築に伴う移転作業等業務 一式

2 役務の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 履行期間

契約日から平成十四年二月二十八日まで

4 履行場所

山梨県甲府市富士見一丁目一番一号 山梨県立中央病院

### 5 入札方法

る金額を入札書に記載すること。であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当すり捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者る額を加算した金額 (当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当す

# 二 一般競争入札の参加資格

- ことができる者であること。 必要な資格等 (平成十三年山梨県告示第百九号)の一に定める競争入札に参加する1.平成十三年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に
- 一項及び第十四条第一項の許可を受けている者であること。 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和四十五年法律第百三十七号)第七条第
- 移送及び医療機器等の移転の作業を五百床以上履行した実績があること。 3 一病院において、移転に関する詳細な実施計画を策定し、進行管理並びに患者の

### 入札手続等

- 病院管理局開院準備課 電話〇五五 二五四 五二六〇 郵便番号四〇〇 〇〇二七 山梨県甲府市富士見一丁目一番一号 山梨県立中央1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
- 2 入札説明書の交付方法

この公告の日から三の1の交付場所において交付する。

3 入札説明会の日時及び場所

平成十三年四月二十三日午前十一時 山梨県立中央病院第一会議室

入札及び開札の日時及び場所

4

平成十三年五月二十二日午前十一時(山梨県立中央病院第一会議室)

5 郵送による入札書の受領期限

平成十三年五月二十一日午後四時

### 6 入札の無効

当する入札は、無効とする。年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。) 第百二十九条各号のいずれかに該られる義務を履行しなかった者の行った入札、その他山梨県財務規則(昭和三十九この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札者に求め

### 落札者の決定方法

であって、規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最この公告に示した役務を履行できると山梨県立中央病院管理局長が認めた入札者

低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### 四その他

- 日本語及び日本国通貨契約の手続において使用する言語及び通貨
- 入札保証金

#### 免除

3 契約保証金

らない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければな

- 契約書作成の要否
- 要

5 その他

詳細は、入札説明書による

Summary

- Nature and quantity of the services to be required
- Removal services for Yamanashi Prefectural Central Hospital 1 set
- 2 Date and time for tender
- 11:00AM May 22, 2001
- Bureau in charge

w

New-Hospital Management Division, Administrative Bureau, Yamanashi

Prefectural Central Hospital 1-1 Fujimi 1-chome Kofu-shi Yamanashi-ken 400-0027 Japan TEL055-254-5260

### 正 誤

行 誤	Œ
-----	---

平成十三年三月二十九日掲載の特定計量器の定期検査の実施の公告中

上八	
平成十三年五月九日	
平成十三年五月七日	

Щ

発行者	山梨県
山梨	県公報
県 甲府市丸の内	第千百八十五号
甲府市丸の内一丁目六番一号	平成十三年四月十二日
印刷所	士一日
所の株サンニチ印刷	
刷 甲府市北口二丁目六番	
丁目六番	